



International Migration Outlook: SOPEMI 2009

Summary in Japanese

国際移民アウトルック : SOPEMI 2009 年版

日本語要約

- OECD 諸国への移民は過去 20 年間急増しており、近年では労働移民が大幅に増えている。
- 本報告書は、経済危機とその国際移民への影響を初めて取り上げ、移民フローと移民政策が最近、危機によりどのような影響を受けているかを論じ、見込まれる中長期的影響について分析している。
- 次に、高度熟練労働者と非熟練労働者の両者について労働移民管理の問題を取り上げ、各国が現時点で将来の労働市場ニーズに対してどのような準備をし、非正規移民を合法的なチャンネルへと向け直すにはどうするのが最善なのか検討している。
- それぞれの表とグラフにはダイナミックリンク (StatLink) が提供されている。このリンクにより、読者は対応するデータがエクセル®のフォーマットで提供されているウェブページを参照することができる。2009 年 10 月以降の国別ノート、トレンド分析、付属データなどを入手・閲覧できる www.oecd.org/els/migrations/pmi もご参照願いたい。

はじめに

労働市場に参入する若年層の減少とベビーブーマー世代の引退により、多くの OECD 諸国は、将来的に予想される労働力供給不足を穴埋めする一助として労働移民に注目している。2015年に OECD 諸国の引退者数は労働力への新規参入者数を上回るが、この現象はその後もずっと続く。国際移民は、労働力不足に対処する唯一の方策ではない—技術、アウトソーシング、国内労働力供給の動員増などもある—ものの、特定の職種と特定の国々ではニーズを満たす上で重要な役割を果たすことができる。

しかし現在、経済危機によりこうした構図は一変し、労働市場の圧力は鎮静化している。過去の景気下降局面では多くの場合、移民の総数は減少している。その理由は、雇用主が必要とする労働者数が減る、移民を惹きつける雇用機会が減少する、そして、政府自身が、労働移民に人数制限を設けている場合にはその数を縮小したり、労働力不足のリストから特定の職種を除外したりして、新規の移民を削減する方向へと政策転換する、などである。

現在の危機も例外ではない。経済危機は OECD 諸国の労働市場の状態全般に悪影響を及ぼしており、労働移民の動きを鈍化させているばかりでなく、近年移民によってなされた労働市場の進展の大部分を後戻りさせている。

危機の打撃を受けた国では、まず、受入国出生者の失業率に比して絶対的にも相対的にも移民の失業率が大幅に上昇し、就業率が低下する。移民は、多くの理由により、景気下降局面では受入国出生の労働者より大きな打撃を受ける傾向にある。例えば、移民は景気敏感業種への就業率が高い、契約上の取り決めによる保護の程度が低い、選別的な雇用と解雇の対象とされている、などである。さらに、新規の移民、景気下降局面で失業した移民とも、安定的な労働市場への参入や、再参入は極めて難しいように思われる。米国では数年ぶりに移民の就業率が米国出生者の就業率以下へと低下している。

移民の雇用情勢が悪化していることで景気が回復に転じても移民が増えなくなるという事態にならないよう、各国政府は警戒する必要がある。統合プログラムを維持し、差別防止策を強化するとともに、失業者向けの積極的な労働市場政策から移民も同じ利益を受けられるようにする必要がある。

もっと一般的に言えば、労働移民の動きを管理する必要性は景気が下降局面にあってもなくなるわけではない。ある程度の労働力不足は続いており、景気が回復に転じれば移民フローは再び高まることを見込まれる。これらを管理できるのは、国が包括的な長期的視点に立っている場合のみである。移民の労働

ニーズへの応答性を確保し、非正規移民を減らし、移民とその子供たちの長期的な統合強化を奨励する政策を構築する必要がある。

ここ何十年か、大半の国の政府は高度熟練労働者の移民を優遇し、高度熟練移民の採用と滞在を促進する措置を導入しているが、一部の職種と業種では非熟練移民へのニーズもあることを認識する必要がある。非熟練移民の受け入れを認めるかどうかは政策選択の問題であり、受入国側の費用対効果に照らして評価する必要がある。実際問題として、大半の国は移民用のチャンネルを非熟練雇用にも開放することを検討している。非熟練雇用への強いニーズがあるのに非熟練雇用向けの正規移民を制限するのは非正規移民の温床になりかねない、また、そうした政策を実施するのは難しくコストもかかる恐れがある、との認識は強まっている。

非熟練雇用向けの移民受け入れに前向きな国では、一時的移民プログラムの整備を通じて非熟練移民を管理したいと考えている国が多い。しかし、一時的移民が経済的に合理的といえるのは、労働力ニーズが実際に一時的なものである場合のみである。労働力ニーズが恒久的な場合に移民を一時的なものに維持することは難しく、コストもかかる恐れがある。ニーズが恒久的な場合には、移民、雇用主とも雇用関係を維持することを望むからである。

OECD 諸国は、あらゆる技能レベルのニーズに応える、ニーズ主導型の労働移民制度を整備する必要がある。こうした制度は、雇用主と移民の両者が規則に従うためのインセンティブと、国内労働者ばかりでなく移民も保護するセーフガードを取り入れる必要がある。合法的な採用方法が、雇用主と非正規移民により現在利用されているインフォーマルな面接による採用方法と競合できるようにするためには、非熟練雇用向けの正式な採用方法を整備する必要がある。したがって、移民プログラムには以下が必要である。

- 労働市場ニーズを特定する。
- 非熟練移民に関して、正式な採用チャンネルを確立する。
- 十分な数のビザ（査証）を発給し、速やかに処理する。
- 住所と移民資格を確認する効率的な方法を提供する。
- 効果的な国境管理と就職斡旋手続きを実施する。

こうした制度を整備すれば、非正規移民採用への許容度は低下し、規則に違反した雇用主は効率的に執行・処罰されることになる。

この数十年の間に、高度熟練移民は、主に OECD 諸国内で起きる出来事から、資格や労働経験が雇用主によってしばしば割

り引かれる、第三国を移民の送出国とする出来事へと変化している。これは、結果的に、人材の浪費につながるばかりでなく、自身の資格や経験の見返りに関する期待が実現されない場合に移民が欲求不満を募らせることになる可能性もある。しかし、あまり好ましくない結果の多くは、移民が職の当てもなく、移民する前に必ずしも受入国の労働市場内での自身の見通しについて正しい評価もせず、受入国にやってくる場合に生じる。

熟練移民側の期待と移民後の労働市場での結果が一致しないという問題に対する最も良識的な対策は、移民してくる前の段階で適切な措置を講じることにより、そうした問題が起きる可能性を減らすことである。実際には、これは以下のことを意味する。

- 事前に就職先を決めている移民希望者を優遇する。
- 入国許可前に言語能力と資格を審査する。
- 適切な場合には、外国での資格と就労経験に関するより包括的な審査・認証手続きを実施する。

移民が、必要とされる公認の資格を得て労働市場に参入するようするための方法の 1 つは、国内で勉学を終えた留学生を採用することである。留学生を増やせば、採用対象となる国内資格を持つ潜在的移民の新たなプールを創出することができる。これは、海外の適格な労働者から採用するより、送出国に及ぼす悪影響も少ない。というのも、訓練の費用は受入国や移民自身により一部負担されるからである。

OECD 諸国は移民、特にその子供たちの統合を改善する必要がある。労働移民は、移民直後には職があるかもしれないが、特に低学歴者の場合には、長期的に雇用される保証はない。これは特に現在の景気下降局面について言える。というのも、一般に景気悪化時に受ける打撃は移民の方が大きいからである。政策は、移民コミュニティの地理的・社会的孤立という問題に取り組む必要がある。地理的・社会的孤立は、言語の学習や雇用主／雇用機会へのアクセスを阻害するからである。移民児童がなるべく早く受入国の言語に慣れ、幼児教育を受けられるようにする措置を強化する必要がある。

管理の行き届いた労働移民は受入国にメリットをもたらし得るばかりでなく、送出国にも大きなメリットをもたらし得る。移民による送金は受け取る者の厚生を大幅に改善する。送金の大部分は医療や教育への投資に充てられ、送出国の人的資本を増やし、その潜在的成長を助長する。移民が送出国へ帰国すると、知識・技術の移転やビジネス活動への投資に結び付く可能性がある。

しかし、過大な期待をすべきではない。労働移民数は大半の送出国の人口からすると大きくないからである。特に大きなメリットを受けるのは移民の比率が高い国である。

OECD 諸国は、離散家族再会の後押し、年金拠出金の喪失や

ポータビリティ欠如、一時的不在による滞在権の喪失といった
ディスインセンティブの撤廃、一時的な高度熟練雇用者の流動
性を阻害する障壁の削減などにより、貢献することができる。

© OECD 2009

本要約は **OECD** の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された **OECD** 出版物の抄録を
翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局版權・翻訳部にお問い合わせいたします。

rights@oecd.org

fax: +33 (0)1 45 24 99 30

OECD Rights and Translation unit (PAC)

2 rue André-Pascal, 75116

Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights/

